

# 陸上貨物運送事業の労働災害増加を受け 緊急パトロールを実施！！

岩国労働基準監督署

平成30年の当署管内における陸上貨物運送事業の労働災害(休業4日以上)は、10月末現在で9件発生し、前年同時期(3件)と比べ、6件(+200%)増加しています。

当署の第13次労働災害防止計画(平成30年~34年)では、陸上貨物運送事業における労働災害を平成34年までに平成29年と比べて死傷年千人率で5%以上減少させることを目標に掲げ、初年度の目標値を前年と同数の6件以下と定めています。しかしながら、荷役作業中の労働災害が増加したため現時点において既に目標値を上回り、大変憂慮すべき事態となっています。

このため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山口支部岩国分会と合同で会員事業場3社に対して緊急パトロールを行いました。この中で、各社とも好事例を把握しましたので、ご紹介をするとともに荷役災害の防止に役立てていただきますようお願いいたします。

## S社の取組



トラックのあおりに荷台への昇降設備が取り付けられています。これにより昇降設備がない配送先等でも安全に昇降することができます。

昇降設備は労働者の安全を守る必要な設備です。

トラックの荷台に親綱を設置し、墜落制止用器具のフックがかけられるようになっています。

荷台上でシート掛けや荷締め作業中に墜落する災害事例が多くありますが、墜落制止用器具があれば、地面への激突を防ぐことができます。



## I社の取組



作業場の4Sが行き届いています。業種を問わず、転倒災害が多発しており、清掃をこまめにすることで転倒のリスクを減らすことができます。

毎日、清掃が行われ、当日に出たゴミはすぐに片付けられています。

作業場のホワイトボードに熱中症予防のためWBGT値の測定器と判定表を掲示しています。誰でもすぐに測定できるようになっています。



## N社の取組



倉庫の床面にはフォークリフトの作業範囲や労働者の安全通路が線引きされ、フォークリフトと労働者との接触防止が図られています。

フォークリフトの駐車場所も決められています。

フォークリフト運転時の注意点を図で示し、オペレーターへの教育に使用することで安全意識の向上を行っています。

フォークリフトのみではなく、トラックの運転時の注意点を示した図も作成され、労働者への安全教育へ活用されています。

